３月１日申請受付開始

災害時要援護者避難支援制度が始まりました

　災害時要援護者避難支援制度とは、高齢者や障害のある方など、日頃から一人で移動したり情報を得たりすることが難しく、災害が発生したときやその危険があるときに、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を、身近な地域で支え合うための仕組みです。支援を希望される方は、「坂町災害時要援護者避難支援制度　兼　避難支援プラン（個別計画）」を役場に提出してください。

提出窓口
役場環境防災課、民生課、保険健康課、横浜出張所、小屋浦出張所

※申請していただいた情報については、地域で支援にあたっていただく避難支援団体（警察署、消防署、住民福祉協議会（自主防災会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会）へ提供します。このため、申請にあたっては、地域に情報を提供することに同意することが必要となります。
※原則として本人による登録申請としますが、本人が申請できない場合は、配偶者・扶養義務者・保護者などによる代理登録ができます。

◎連絡・相談先　役場環境防災課　☎820－1506
〃　民生課　☎820－1505
〃　保険健康課　☎820－1504

詳しくは、広報さか３月号とともに配布させていただいた「災害時要援護者避難支援制度」のパンフレットをご覧ください。

３月１日（金）～３月７日（木）

春の火災予防運動です！

春は空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状況です。
火を使用する時には、消火用の水バケツや消火器を準備し、周りに燃えやすいものがないか確認しましょう。

平成24年度　全国統一防火標語
消すまでは　出ない行かない　離れない

安芸消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！
・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
　※バルサン等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。
設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

春の火災予防運動
３月１日（金）～３月７日（木）

１月の火災件数
　1件（年間累計１件）

１月の救急件数
　56件（年間累計56件）

問合せ　安芸消防署坂出張所　☎885－0100

狂犬病予防注射料金について

狂犬病予防注射済
平成25年度
広島県坂町
第△○□×号

狂犬病予防注射済票（平成25年度は黄色）
※犬の鑑札・狂犬病予防注射済票は必ず犬の首輪等に付けましょう。

項目	金額
狂犬病予防注射代	2,500円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
新規登録手数料	3,000円

　３月２日（土）から広島県内の動物病院（一部動物病院を除く）で受ける狂犬病予防注射の料金が、町で行う集合注射と同額になります。
　犬を飼われている方は、狂犬病予防注射を毎年１回、原則４月から６月の間に飼犬に受けさせなければなりません。
　町の集合注射または動物病院で、必ず受けるようにしましょう。
※動物病院で注射を受け、交付された「狂犬病予防注射済証」は、役場環境防災課へ持参し「狂犬病予防注射済票」の交付を必ず受けてください。（狂犬病予防注射済票交付手数料550円が必要です。）

◎問合せ　役場環境防災課　☎820－1506

【みんなで守ろう子どもの安全】

歯科医院が子ども安全ステーションに！

　昨年、９月27日に安芸歯科医師会と海田警察署、音戸警察署、江田島警察署で設立した安芸地区警察歯科医師会が、このたび、子どもの安全対策として、歯科医院を緊急時に避難できる「子ども安全ステーション」として取り組むこととなり、啓発ポスターを作成し、３警察署管内の歯科医院や小中学校などに配布しました。

子どもの安全は、家庭、学校、地域全体で見守りましょう。

◎問合せ　海田警察署 生活安全課
☎820－0110

▲啓発ポスター